

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 4 年 6 月 3 日 ( 金 ) 第 316 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告

## 示

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| ○歳入の徴収事務の委託                                       | (青少年男女共同参画課取扱い) | 1  |
| ○保安林の指定予定   | (森づくり推進課取扱い)    | 1  |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止                             | (社会福祉課取扱い)      | 2  |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止                             | (社会福祉課取扱い)      | 2  |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (3件)                          | (社会福祉課取扱い)      | 2  |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出                        | (社会福祉課取扱い)      | 3  |
| ○肥料の登録の有効期間の更新                                    | (経営技術課取扱い)      | 3  |
| ○土地改良区の定款の変更の認可                                   | (農地整備課取扱い)      | 4  |
| ○令和4年度地籍調査事業計画の公表                                 | (農地保全課取扱い)      | 4  |
| ○基本測量の実施 (2件)                                     | (監理課取扱い)        | 5  |
| ○官民連携国際旅客船受入促進協定の変更に係る関係書類の縦覧                     | (港湾空港課取扱い)      | 6  |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | (大隅地域振興局取扱い)    | 6  |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止                            | (大島支庁取扱い)       | 6  |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定                         | (大島支庁取扱い)       | 7  |
| ○一般競争入札公告   | (会計課取扱い)        | 7  |
| ○警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告                    | (生活安全企画課取扱い)    | 10 |

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 487 号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和4年6月3日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 歳入の種類  
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例 (平成14年鹿児島県条例第69号) 別表に定める駐車場使用料
- 委託の相手方  
鹿児島市西田三丁目10番25号  
東洋警備株式会社
- 委託期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## 鹿 児 島 県 告 示 第 488 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
枕崎市東鹿籠字マチ登9310番4（次の図に示す部分に限る。）、9311番1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名 称         | 所 在 地           | 廃止年月日     |
|-------------|-----------------|-----------|
| 春田整形外科      | いちき串木野市京町57-1   | 令和3年3月1日  |
| かわひら歯科クリニック | 霧島市隼人町姫城1089-1  | 令和4年3月31日 |
| 前島クリニック     | 薩摩川内市樋脇町市比野2617 | 令和4年3月31日 |

#### 鹿児島県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名 称             | 所 在 地          | 休止年月日     |
|-----------------|----------------|-----------|
| 医療法人一哲会うえだクリニック | 奄美市名瀬真名津町13-20 | 令和4年3月31日 |

#### 鹿児島県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 名 称         | 所 在 地          | 指定年月日    |
|-------------|----------------|----------|
| かわひら歯科クリニック | 霧島市隼人町姫城1089-1 | 令和4年4月1日 |

|                 |                 |           |
|-----------------|-----------------|-----------|
| きよし小児科          | 奄美市名瀬仲勝町6-2     | 令和4年4月1日  |
| マリン薬局           | 大島郡徳之島町亀津5222番1 | 平成29年4月1日 |
| きりしま眼科          | 霧島市国分中央一丁目7番58号 | 令和4年1月17日 |
| きりしま歯科口腔外科クリニック | 霧島市隼人町内1064-1   | 令和4年5月1日  |

## 鹿児島県告示第492号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業者                  |                 | 事業所                |                | 指定年月日    |
|----------------------|-----------------|--------------------|----------------|----------|
| 名称                   | 主たる事務所の所在地      | 名称                 | 所在地            |          |
| 合同会社 I N F I N I T Y | 西之表市西之表8919番地16 | 訪問看護ステーションFullFull | 西之表市西之表8612番地1 | 令和4年4月1日 |

## 鹿児島県告示第493号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 氏名   | 施術所の名称及び所在地               | 指定年月日     | 施術の種類 |
|------|---------------------------|-----------|-------|
| 福山拳矢 | ごう整骨院<br>日置市伊集院町徳重三丁目6番地3 | 令和4年4月12日 | 柔道整復  |
| 黒木勇士 | ごう整骨院<br>日置市伊集院町徳重三丁目6番地3 | 令和4年4月12日 | 柔道整復  |

## 鹿児島県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                       | 変更事項    | 変更内容              |                | 変更年月日    |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---------|-------------------|----------------|----------|
|                                   |                                   |         | 変更前               | 変更後            |          |
| 株式会社ケアサービス<br>てて<br>奄美市笠利町大字屋仁1番地 | ケアサービスてて訪問介護事業所<br>奄美市笠利町大字屋仁1番地2 | 事業所の所在地 | 奄美市笠利町大字宇宿2127番地2 | 奄美市笠利町大字屋仁1番地2 | 令和4年4月1日 |

## 鹿児島県告示第495号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 登録番号        | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類   | 肥料の名称       | 保証成分量（％）  | その他の規格                             | 生産業者       |               |
|-------------|-------------|---------|-------------|---|------------------------------------|------------|---------------|
|             |             |         |             |   |                                    | 氏名又は名称     | 住所            |
| 鹿児島県肥第1324号 | 令和7年6月8日    | 混合有機質肥料 | マルニ有機入り肥料2号 | 窒素全量 2.5<br>りん酸全量 4.5<br>加里全量 1.5   | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 九州昭和産業株式会社 | 志布志市志布志3309番地 |
| 鹿児島県肥第1326号 | 令和7年7月21日   | 配合肥料    | 灰合肥料2号      | りん酸全量14.0<br>内く溶性りん酸 9.5<br>加里全量 6.0<br>内く溶性加里 6.0<br>内水溶性加里 5.3<br>く溶性苦土 2.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 九州昭和産業株式会社 | 志布志市志布志3309番地 |

## 鹿児島県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和4年5月17日付けで両根占土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第497号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行う者の名称 | 調査地域  | 調査期間                  |
|-----------|---|-----------------------|
| 鹿児島市      | 鹿児島市紫原一丁目、紫原三丁目、紫原四丁目、紫原五丁目、紫原六丁目、紫原七丁目、南郡元町、南新町、宇宿六丁目、宇宿九丁目、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目及び桜ヶ丘七丁目の各一部 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 鹿屋市       | 鹿屋市南町、下高隈町、獅子目町、大始良町、吾平町上名及び吾平町麓の各一部  | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 指宿市       | 指宿市大傘礼一丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目、湯の浜六丁目及び十二町の各一部   | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 西之表市      | 西之表市古田、住吉及び国上の各一部   | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 垂水市       | 垂水市市木、浜平及び本城の各一部  | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| 奄美市       | 奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊、名瀬大字有屋、名瀬大字浦上、名瀬大字仲勝、住用町大字城、住用町大字摺勝、住用町大字見里、住   | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |

|      |   |                           |
|------|---|---------------------------|
|      | 用町大字山間，笠利町大字須野，笠利町大字屋仁及び笠利町大字宇宿の各一部           |                           |
| 三島村  | 三島村黒島の一部                                      | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 十島村  | 十島村口之島の一部                                     | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 錦江町  | 錦江町田代麓の一部                                     | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 南大隅町 | 南大隅町根占川北，根占辺田，佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部                 | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 肝付町  | 肝付町新富，波見，野崎及び後田の各一部                           | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 中種子町 | 中種子町増田及び坂井の各一部                                | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 南種子町 | 南種子町茎永の一部                                     | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 大和村  | 大和村大字大棚の一部                                    | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 宇検村  | 宇検村大字芦検及び大字湯湾の各一部                             | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 瀬戸内町 | 瀬戸内町大字瀬相，大字古仁屋，大字久慈，大字阿木名，大字渡連，大字菅純及び大字清水の各一部 | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 龍郷町  | 龍郷町嘉渡及び幾里の各一部                                 | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 喜界町  | 喜界町大字湾，大字浦原，大字赤連及び大字小野津の各一部                   | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 徳之島町 | 徳之島町井之川，尾母及び亀津の各一部                            | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 天城町  | 天城町大字与名間，大字西阿木名及び大字当部の各一部                     | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |
| 伊仙町  | 伊仙町大字喜念，大字伊仙及び大字犬田布の各一部                       | 令和4年4月1日から<br>令和5年3月31日まで |

## 鹿児島県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（火山基本図データ作成）
- 2 作業の期間 令和4年5月20日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の地域 十島村諏訪之瀬島地区

## 鹿児島県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年6月3日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和4年7月25日から同年12月23日まで

## 3 作業の地域 鹿屋市及び錦江町

## 鹿児島県告示第500号

港湾法（昭和25年法律第218号）第50条の18第3項の規定により締結した官民連携国際旅客船受入促進協定（平成31年3月29日鹿児島県告示第315号をもって公示）において定めた事項を変更したいので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該官民連携国際旅客船受入促進協定の変更について、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、港湾管理者に意見書を提出することができる。

令和4年6月3日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 塩田康一

- 1 協定の名称  
鹿児島港クルーズ拠点形成協定書
- 2 協定国際旅客船受入促進施設の名称及びその所在地  
かごしま第2クルーズターミナル（仮称）  
鹿児島市中央港新町内
- 3 協定の有効期間  
(1) 変更前 協定締結の日から平成74年3月31日まで  
(2) 変更後 協定締結の日から令和46年3月31日まで
- 4 協定の縦覧の場所  
鹿児島県土木部港湾空港課
- 5 縦覧期間  
令和4年6月3日から同月16日まで

## 大隅地域振興局告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和4年6月3日

大隅地域振興局長 清藤修

| 事業所             |                 | 申請者             |                 |        | 指定年月日    | 障害福祉サービスの種類 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|----------|-------------|
| 名称              | 所在地             | 名称              | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |          |             |
| かのや西部ヘルパーステーション | 鹿屋市西原三丁目7-20-5  | 社会福祉法人鹿屋恵友会     | 鹿屋市花岡町3979番地1   | 林 幸香   | 令和4年4月1日 | 居宅介護        |
| えすべらんさBase      | 鹿屋市笠之原町23番10-1号 | 一般社団法人おのおすみ笑顔のわ | 鹿屋市笠之原町1520番地1  | 橋元 直也  | 令和4年4月1日 | 生活介護        |
| 生活介護事業所 ココの家    | 肝属郡肝付町富山1459    | 株式会社ココペリ        | 肝属郡肝付町富山1455番地1 | 松井 和行  | 令和4年4月1日 | 生活介護        |
| 生活介護事業所 ココの家    | 肝属郡肝付町富山1459    | 株式会社ココペリ        | 肝属郡肝付町富山1455番地1 | 松井 和行  | 令和4年4月1日 | 短期入所        |

## 大島支庁告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和4年6月3日

大島支庁長 新川康枝

| 事業所 |     | 指定障害児通所支援事業者 |            |        | 廃止年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|-----|-----|--------------|------------|--------|-------|------------|
| 名称  | 所在地 | 名称           | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 |       |            |

|         |                                  |                          |                               |       |              |                    |
|---------|----------------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------|--------------|--------------------|
| すまいるランド | 大島郡徳之島町<br>亀津4811-34名<br>古ハウス2号棟 | 特定非営利活動<br>法人すまいる福<br>祉会 | 大島郡徳之島町<br>亀津3075政木ア<br>パート2階 | 前田千代美 | 令和4年<br>5月1日 | 放課後等<br>デイサー<br>ビス |
|---------|----------------------------------|--------------------------|-------------------------------|-------|--------------|--------------------|

## 大島支庁告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第146号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和4年6月3日

大島支庁長 新川康枝

| 事業所                     |                     | 申請者                |                      |            | 指定年月<br>日    | 障害児通<br>所支援の<br>種類 |
|-------------------------|---------------------|--------------------|----------------------|------------|--------------|--------------------|
| 名称                      | 所在地                 | 名称                 | 主たる事務所の<br>所在地       | 代表者の氏<br>名 |              |                    |
| 放課後等デイサ<br>ービスさんぼみ<br>ち | 大島郡徳之島町<br>亀津3036番地 | 特定非営利活動<br>法人さんぼみち | 大島郡徳之島町<br>亀津3057番地1 | 嘉納さゆり      | 令和4年<br>5月1日 | 放課後等<br>デイサー<br>ビス |

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年6月3日

鹿児島県警察本部長 山田好孝

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
解析用パソコンほかの貸貸借 112式ほか
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和4年12月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、確認を受けた者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 4 年 6 月 3 日から同月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵便による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8566

(3) 郵便による入札書の提出方法

(2)の提出場所に配達を証明することができる郵便又は信書便により送付すること。

(4) 郵便による入札書の提出期限

令和 4 年 7 月 22 日午後 5 時 15 分必着

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 4 年 7 月 25 日午前 10 時  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎 3 階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ウ) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 4 年 6 月 22 日午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札



保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Personal computers for analytical operation, etc.: 112set, etc.
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 22 July 2022
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

## 公安委員会公告

### 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
令和 4 年 8 月 1 日（月）から同月 5 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
  - (2) 追加取得講習  
令和 4 年 8 月 4 日（木）及び同月 5 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 3 講習の実施場所  
マリンパレスかごしま（鹿児島市与次郎二丁目 8 番 8 号）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
  - (2) 追加取得講習  
受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの
- 5 受講定員（原則として受付先着順とする。）
  - (1) 新規取得講習  
5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
  - (2) 追加取得講習  
10 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
令和 4 年 6 月 14 日（火）から同月 17 日（金）まで
    - イ 時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
  - (2) 受付場所  
ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 4号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1通

ウ 履歴書 1通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000円

イ 追加取得講習

10,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、講習を延期し、又は中止する場合がある。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490